

## 中高年齢者の再就職促進についてお願い

事業主は、事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者が発生する場合には再就職の援助等を行うよう努めることとされています。

事業主が離職する労働者の再就職支援に取り組む場合、支援策が用意されていますので活用下さるようお願いいたします。

### 【事業主の責務】

・事業主が解雇等を行う場合、ハローワークへの届け出や、離職する労働者の再就職に向けた支援等について以下の責務が課せられています。

#### 1 一定期間内に相当数の離職が発生する場合

##### 再就職援助計画の作成

事業規模の縮小に伴い、1ヶ月以内に30人以上の労働者（※1）が離職を余儀なくされることが見込まれる場合、最初の離職が発生する1ヶ月前までに再就職援助計画を作成して、ハローワークに提出し、認定を受けなければなりません。（雇用対策法第24条）

##### 大量雇用変動の届出

自己の都合又は自己の責めに帰すべき理由によらないで、1ヶ月以内に30人以上の離職者（※1）が発生する場合、最後の離職が発生する1ヶ月前までに、その離職者の数等について、大量雇用変動の届出を作成し、ハローワークに提出しなければなりません（※2）。（雇用対策法第27条）

※1 雇用期間が6ヶ月以上あれば、雇用期間に定めのある労働者も原則として対象になります（雇用期間に定めのある労働者のうち一定期間雇用されている者については、雇用契約期間満了による雇止めも対象になります）。

※2 再就職援助計画の認定を申請した事業主は、その日に大量雇用変動の届出をしたものとみなされます。

注) 「再就職援助」及び「大量雇用変動の届出」において対象者に障害者が含まれる場合は、その人数を内訳として記載していただく必要があります。

#### 2 高年齢者等が解雇等により離職する場合

##### 多数離職届の提出

雇用する高年齢者等（※3）が1ヶ月以内に5人以上定年や解雇等により離職する場合は「多数離職届」をハローワークに提出しなければなりません。

（高年齢者雇用安定法第16条）

(※3) 高年齢者等・・・45歳以上65歳未満の者

### 求職活動支援書の作成

解雇や継続雇用制度に係る基準に該当しなかったことにより離職する高年齢者等が再就職の支援を希望する場合は、職務経歴などの高年齢者等の再就職に資する事項を明らかにした「求職活動支援書」を作成し、高年齢者等に交付しなければなりません。(高年齢者雇用安定法第17条)

### 3 労働移動支援助成金

事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者に対し、次のような支援を行う事業主に助成金を支給するものです。

- 1 求職活動等のための休暇を付与する場合
- 2 民間の職業紹介事業者に再就職を委託し、再就職を実現させた場合

### 4 様式

各様式については、本資料中の別紙による。

なお、届け出に係る様式については、ハローワーク新潟のホームページ、事業主の方へのページの下段、様式集よりダウンロードできます。

- ① 再就職援助計画
- ② 大量雇用変動の届け (大量離職届)
- ③ 多数離職届
- ④ 求職活動支援書

内容についての問い合わせ先

ハローワーク新潟 事業所援助部門

電話 025-244-0131

部門コード 32#